

平成 27 年 8 月 18 日

食の安全・市民ホットライン
食の安全・監視市民委員会
代表 神山 美智子 様

大阪市保健所東部生活衛生監視事務所長
大阪市健康局健康推進部薬務担当課長

ドラッグストアの商品販売方法に関する要請について（回答）

平成 27 年 7 月 27 日付けで本市鶴見区役所保健福祉課あて御送付いただきました要請書について、次のとおり回答いたします。

記

平成 27 年 7 月 31 日に対象の 2 施設について調査を実施したところ、1 施設については表示されている保存方法を逸脱して陳列されている食品や医薬部外品、化粧品を確認したため、同施設に対して表示されている保存方法を守り、適切に保管・陳列するように改善を指導しました。さらに同年 8 月 7 日に当該施設営業者に対し、営業する全ての店舗において上記内容を徹底するように指導しました。

一方、他の 1 施設についても表示されている保存方法を逸脱して陳列されている医薬部外品を確認したため、同施設に対して表示されている保存方法を守り、適切に保管・陳列するように指導しました。なお、食品については不適切な取扱いを確認できませんでしたが、衛生的な取扱いを注意喚起しました。

今後も、必要に応じて監視を実施し、商品の適切な取扱いを指導してまいります。

■ 問合せ先

【食品について】

大阪市保健所東部生活衛生監視事務所

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町 1-2-27 電話：06-6267-9888

【薬務について】

大阪市健康局健康推進部生活衛生課薬務指導グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話：06-6208-9986

開庁時間：9 時～17 時 30 分

月曜日～金曜日 ※祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く